

令和7年第1回市議会(定例会)

# 報 告

自 報告第 1 号

至 報告第 4 号

令和7年2月20日

加 古 川 市

## 目 次

報告第 1 号	専決処分の報告のこと（損害賠償の額を定めること及び和解のこと）	3
報告第 2 号	専決処分の報告のこと（損害賠償の額を定めること及び和解のこと）	7
報告第 3 号	専決処分の報告のこと（市営南備後住宅大規模改修工事請負変更契約締結のこと）	10
報告第 4 号	専決処分の報告のこと（野口公民館大規模改修工事請負変更契約締結のこと）	16

専決処分の報告のこと

次の件については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり令和 7 年 1 月 27 日専決処分をしたから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

損害賠償の額を定めること及び和解のこと

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 1 月 27 日 専決

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

別紙のように、損害賠償の額を定め、及び和解すること

## 損害賠償の額を定めること及び和解のこと

損害賠償の額を下記のとおり定め、これに伴う和解を行うものとする。

### 記

- 1 損害賠償の額 5,540円
- 2 損害賠償の相手方 明石市在住 個人
- 3 損害賠償をする理由 市が管理する公園の駐車場において、垂れ下がった木の枝に相手方車両が接触し、損傷を与えたため  
(加古川市加古川町大野1682番 日岡山公園内)

◎参 考

地 方 自 治 法 抜 粋

(議会の委任による専決処分)

第 180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決事項指定のこと ( 昭和43年3月29日  
可 決 )

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により次の事項については、これを市長において専決処分することができる。

記

1 …………… (省 略)

}

6 …………… (省 略)

7 目的物の価格が1件 150万円以下(交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に規定する保険金額及び自動車損害共済総合業務規程(平成16年社団法人全国市有物件災害共済会規程)に定める共済責任額の範囲内)の調停及び和解(前項に規定するものを除く。)に関すること。

8 1件 150万円以下(交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法に規定する保険金額及び自動車損害共済総合業務規程に定める共済責任額の範囲内)で法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

9 …………… (省 略)

専決処分の報告のこと

次の件については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり令和 7 年 1 月 27 日専決処分をしたから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

損害賠償の額を定めること及び和解のこと

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 1 月 27 日 専決

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

別紙のように、損害賠償の額を定め、及び和解すること

損害賠償の額を定めること及び和解のこと

損害賠償の額を下記のとおり定め、これに伴う和解を行うものとする。

記

- 1 損害賠償の額 138,600円
- 2 損害賠償の相手方 [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]
- 3 損害賠償をする理由 市職員が運転する自動車が相手方のブロック塀に接触し、  
損傷を与えたため  
[REDACTED]

専決処分の報告のこと

次の件については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり令和 7 年 1 月 29 日専決処分をしたから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

市営南備後住宅大規模改修工事請負変更契約締結のこと

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 1 月 29 日専決

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

別紙のように、市営南備後住宅大規模改修工事請負変更契約を締結すること

## 市営南備後住宅大規模改修工事請負変更契約締結のこと

令和6年7月30日議案第55号をもって議決を経た「市営南備後住宅大規模改修工事請負契約締結のこと」の契約内容の一部について、下記のとおり変更契約を締結するものとする。

### 記

- 4 請負金額中 「426,800,000円」を  
「428,582,000円」に改める。
- 7 契約保証金中 「42,680,000円」を  
「42,858,200円」に改める。
- 8 支払条件中 「令和6年度の支払限度額は、153,648,000円」  
を「令和6年度の支払限度額は、155,251,800  
円」に改める。



令和6年7月30日

原 案 可 決

議案第55号

市営南備後住宅大規模改修工事請負契約締結のこと

市営南備後住宅大規模改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第17号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年7月30日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

- 1 工 事 名 市営南備後住宅大規模改修工事
- 2 工 事 場 所 加古川市加古川町南備後176番地の2
- 3 工 期 着工 契約の日の翌日から  
完成 令和8年5月29日
- 4 請 負 金 額 426,800,000円
- 5 契約不適合責任期間 工事目的物引渡し後2箇年
- 6 契約の相手方 加古川市東神吉町神吉1087番地の1  
大成工材株式会社  
代表取締役 高山明寿
- 7 契約保証金 42,680,000円
- 8 支払条件

(1) 工事目的物完成後に請負金額の請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に支払うものとする。

(2) 請負金額の10分の4以内の前金払をすることができる。

(3) 前金払をしたときは、工事の完成前に請負金額の10分の2以内の中間前金払をすることができる。

(4) 令和6年度の支払限度額は、153,648,000円、令和7年度の支払限度額は、203,544,000円とする。

#### 9 その他

建設工事請負契約書に定めるところによる。

◎参 考

地 方 自 治 法 抜 粋

(議会の委任による専決処分)

第 180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決事項指定のこと ( 昭和43年 3月29日 )  
可 決

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 180条第 1項の規定により次の事項については、これを市長において専決処分することができる。

記

1 …………… (省 略)

}

4 …………… (省 略)

5 議会の議決を経た契約事項で、次に掲げる変更をすること。

(1) 契約金額の増減額が 500万円以内の変更をすること。

(2) 工期の変更をすること。

(3) 支払条件の変更をすること。

6 …………… (省 略)

}

9 …………… (省 略)

専決処分の報告のこと

次の件については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり令和 7 年 1 月 29 日専決処分をしたから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

野口公民館大規模改修工事請負変更契約締結のこと

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 1 月 29 日専決

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

別紙のように、野口公民館大規模改修工事請負変更契約を締結すること

## 野口公民館大規模改修工事請負変更契約締結のこと

令和6年7月30日議案第56号をもって議決を経た「野口公民館大規模改修工事請負契約締結のこと」の契約内容の一部について、下記のとおり変更契約を締結するものとする。

### 記

- 4 請負金額中 「359,700,000円」を  
「360,646,000円」に改める。
- 7 契約保証金中 「35,970,000円」を  
「36,064,600円」に改める。
- 8 支払条件中 「令和6年度の支払限度額は、116,523,000円」  
を「令和6年度の支払限度額は、117,374,400  
円」に改める。



令和6年7月30日

原 案 可 決

議案第56号

### 野口公民館大規模改修工事請負契約締結のこと

野口公民館大規模改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第17号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年7月30日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

#### 記

- 1 工 事 名 野口公民館大規模改修工事
- 2 工 事 場 所 加古川市野口町長砂49番地の5
- 3 工 期 着工 契約の日の翌日から  
完成 令和7年10月31日
- 4 請 負 金 額 359,700,000円
- 5 契約不適合責任期間 工事目的物引渡し後2箇年
- 6 契約の相手方 加古川市加古川町本町172番地の1

株式会社加古川組

代表取締役 川 守 哲 也

- 7 契約保証金 35,970,000円
- 8 支払条件

(1) 工事目的物完成後に請負金額の請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に支払うものとする。

(2) 請負金額の10分の4以内の前金払をすることができる。

(3) 前金払をしたときは、工事の完成前に請負金額の10分の2以内の中間前金払をすることができる。

(4) 令和6年度の支払限度額は、116,523,000円とする。

## 9 その他

建設工事請負契約書に定めるところによる。